

資料 1 – 3

泊発電所 3 号炉審査資料	
資料番号	SAT100-9 r. 6.1
提出年月日	令和5年6月21日

## 泊発電所 3 号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.0 重大事故等対策における共通事項

令和 5 年 6 月  
北海道電力株式会社

□ 枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>女川原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外アクセスルートの評価 7. 屋内アクセスルートの評価 8. 発電所構外からの重大事故等対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 女川原子力発電所における敷地の特徴について (2) 海水取水ポイント及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 自然現象の重畠による影響について</p> <p>(5) アクセスルート降灰・降雪除去時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について (9) 2011年東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波による被害状況について</p>	<p>島根原子力発電所2号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>はじめに 1. 新規制基準への適合状況 2. 概要</p> <p>3. 保管場所の評価 4. 屋外のアクセスルートの評価 5. 屋内のアクセスルートの評価 6. 発電所構外からの重大事故等に対処する要員参集</p> <p>7. 別紙 (39) 島根原子力発電所における敷地の特徴について (3) 淡水及び海水の取水場所について</p> <p>(2) 可搬型設備の接続口の配置及び仕様について (1) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (23) 屋外のアクセスルート除雪時間評価 (24) 屋外のアクセスルート除灰時間評価</p> <p>(26) 降水に対する影響評価結果について (27) 可搬型設備の小動物対策について (25) 森林火災発生時における屋外のアクセスルートの影響</p>	<p>泊発電所3号炉 可搬型重大事故等対処設備保管場所及びアクセスルートについて</p> <p>&lt; 目次 &gt;</p> <p>1. 新規制基準への適合状況 2. 概要 3. 保管場所及びアクセスルートに係る方針 4. 保管場所及びアクセスルートに影響を及ぼす外部事象</p> <p>5. 保管場所の評価 6. 屋外のアクセスルートの評価 7. 屋内のアクセスルートの評価 8. 発電所構外からの発電所災害対策要員参集</p> <p>9. 別紙 (1) 泊発電所における敷地の特徴について (2) 淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて</p> <p>(3) 可搬型重大事故等対処設備の接続箇所について (4) 保管場所、屋外及び屋内のアクセスルートへの自然現象の重畠による影響について (5) 屋外のアクセスルート除雪・除灰時間評価について</p> <p>(6) 降水に対する影響評価について (7) 可搬型設備の小動物対策について (8) 森林火災に対する影響評価について</p>	<p>【島根】資料構成の相違 ・泊は保管場所及びアクセスルートの方針及び影響を及ぼす外部事象の項目を分けて記載。</p> <p>【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違</p> <p>【女川及び島根】資料構成の相違 ・泊は淡水、海水の取水場所及びホース敷設ルートについて整理している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、別紙(5)にて降灰・降雪の除去時間を評価している。</p> <p>【島根】記載表現の相違 【島根】資料構成の相違 ・泊は、女川2号炉における東北太平洋沖地震と同様な被害実績はない。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(10) 屋外アクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (11) 建屋関係の耐震評価について	(28) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (37) 建物関係の耐震評価について	(9) 保管場所及び屋外のアクセスルート近傍の障害となり得る要因と影響評価について (10) 建屋関係の耐震評価について	【女川】記載表現の相違
(12) 送電鉄塔倒壊評価について	(40) 鉄塔の影響評価方針について	(11) 送電鉄塔の影響評価方針について	【女川】記載内容の相違 ・詳細設計段階で示す送電鉄塔の耐震評価の評価方針を記載。
(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外アクセスルートに関する斜面の安定性評価について	(4) 鉄塔基礎の安定性について (31) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について (32) 敷地の地質・地質構造の特徴及び想定されるリスクについて	(13) 鉄塔基礎の安定性について (14) 保管場所及び屋外のアクセスルートの斜面の地震時の安定性評価について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・詳細設計段階で示すアクセスルートトンネルの耐震評価の評価方針を記載。
(15) 屋外アクセスルートの段差及び傾斜評価に用いる沈下率の設定方法について	(29) 揺すり込み沈下の影響評価		【女川】記載表現の相違 【島根】記載内容の相違 ・泊と島根では地質構造が異なっており、泊は「別紙(13)」のとおり、斜面評価において敷地の地質・地質構造の特徴を踏まえ評価断面を選定。岩盤の傾斜について「別紙(15)」のとおりルート上の地質構造を確認。
(16) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (17) H形鋼敷設による段差対策について	(30) 路盤補強（段差緩和対策）について	(15) 段差及び傾斜評価箇所の網羅性について (16) H形鋼敷設による段差対策について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は沈下率の設定方法については「本業第(2)e. 沈下に対する影響評価」に記載。 【島根】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(18) 消火活動及び事故拡大防止対策等について	(7) <b>自衛消防隊（消防チーム）による消火活動等について</b> (6) <b>可燃物施設の火災について</b>	(17) <b>消火活動及び事故拡大防止対策等について</b>	【島根】資料構成の相違 ・泊は女川と同様に「別紙(17)」にて初期消火要員による消火活動及び可燃物施設火災時の消火活動について整理している。
(19) <b>復水脱塩装置他薬品タンク</b> の外部への漏えいについて (20) 可搬型設備車両の耐浸水性について	(8) <b>可搬型設備（車両）の走行について</b> (10) 車両走行性能の検証 (12) がれき撤去時のホイールローダ作業量時間について	(18) <b>薬品タンク</b> の外部への漏えいについて (19) <b>可搬型設備車両の耐浸水性</b> について (20) 車両走行性能の検証 (21) がれき <b>及び土砂</b> 撤去時のホイールローダ作業量時間について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違  【島根】対応方針の相違 ・泊は土砂撤去についても作業量時間を算出。
(22) アクセスルート仮復旧作業の検証について（がれき撤去作業） (23) アクセスルート仮復旧作業の検証について（段差解消作業）	(9) 構内道路補修作業の検証について	(22) <b>構内道路補修作業の検証について</b>	【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて仮復旧作業の検証について整理している。
(21) アクセスルートの仮復旧計画時間の評価について			【女川】対応方針の相違 ・泊は島根と同様に仮復旧無しで、可搬型設備（車両）の通行が可能である。
(24) アクセスルート状況確認範囲及び分担範囲 (25) アクセスルートにおける地震後の被害想定 (26) <b>アクセスルート復旧後</b> における車両の通行量について	(5) 屋外のアクセスルート現場確認結果  (19) 屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定（一覧）	(23) 屋外のアクセスルートの現場確認結果 (24) <b>屋外のアクセスルート状況確認範囲及び分担範囲</b> (25) <b>屋外のアクセスルートにおける地震後の被害想定</b> (26) <b>重大事故等時</b> における車両の通行量について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違 【女川】対応方針の相違 ・泊はアクセスルートの復旧が無いため、重大事故等時における車両の通行量について記載。
(27) アクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について  (28) 機材設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	(16) 屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明  (20) <b>資材</b> 設置後の作業成立性	(27) <b>屋外及び屋内のアクセスルート通行時における通信連絡手段及び照明について</b> (28) <b>機材</b> 設置後の作業成立性について (29) 地震による建屋直近の地盤沈下に伴う可搬型設備の接続作業への影響について	【女川】記載表現の相違 【島根】記載表現の相違
(30) 屋内アクセスルートの設定について (31) 屋内アクセスルート確認状況（地震時の影響） (32) 屋内アクセスルートにおける資機材の転倒等による影響について	(13) 屋内のアクセスルートの設定について (14) 屋内のアクセスルート確認状況（地震時の影響） (15) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒等による影響について	(30) 屋内のアクセスルートの設定について (31) 屋内の <b>アクセスルート確認状況（地震時の影響）</b> (32) 屋内の <b>アクセスルート</b> における資機材の転倒等による影響について	【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(33) 地震随伴火災の影響評価について	(17) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価	(33) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴火災の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(34) 地震による内部溢水の影響評価について	(18) 屋内のアクセスルートにおける地震随伴内部溢水の影響評価	(34) 屋内のアクセスルートにおける地震による内部溢水の影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違
(36) 積雪、凍結時のすべり止め対策について		(35) 積雪、凍結時の通行性確保について	【女川】記載表現の相違
(37) 保管場所及び屋外アクセスルートの評価における地下水位の設定方法について	(36) 敷地内の地下水位の設定について  (38) 地滑り又は土石流による影響評価について	(36) 敷地内の地下水位の設定方針について  (37) 地滑り、土石流又は急傾斜地の崩壊による影響評価について	【女川及び島根】記載表現の相違  【島根】設計方針の相違 ・泊発電所構内には急傾斜地崩壊危険箇所が認められるため、地滑り及び土石流のほか、急傾斜地の崩壊による影響評価を行う。
(35) 基準津波を超える津波時のアクセスルートについて	(11) 地震時の地中埋設構造物損壊による影響について		【女川】記載方針の相違 ・泊は設計想定を超えた自然現象への対応については大規模損壊発生時の対応で整理する。
	(34) 外部事象の抽出について		【島根】対応方針の相違 ・島根は代表構造物が地震時に損壊しないことを確認、泊はアクセスルート上の地下構造物を抽出し、損壊を仮定した上で段差緩和対策を実施し、通行性を確保(泊は「本文6.(3)g.地下構造物の損壊による影響評価」に記載)。
			【島根】記載方針の相違 ・泊は女川と同様に外部事象の抽出プロセスについては設置許可基準規則第6条適合性説明資料「外部事象の考慮について」を参照するようしている。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	(35) 薬品類の漏えい時に使用する防護具について		【島根】記載方針の相違 ・泊は、薬品漏えい時においても溢水防護具と同様の防護具を着用して対応する。また、使用する防護具については別紙(34)に記載している。（女川と同様）
10. 棚足資料	8. 棚足資料 (1) 第159回審査会合（平成26年11月13日）からの主要な変更点について  別紙(33) 屋外タンク溢水時の影響等について (2) 作業に伴う屋外の移動手段について	10. 棚足資料 (1) 第38回審査会合（平成25年10月29日）以降の主要な変更点について (2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について (4) 作業に伴う屋外の移動手段について (5) ホイールローダの走行速度の検証について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は51m倉庫・車庫内に可搬型設備を保管するため、配置設計について記載。（玄海と同様）
(2) 火災の重畳による熱影響評価について (3) 溢水評価について			【島根】記載表現の相違
(7) 屋外での通信機器通話状況の確認について (8) 1号、2号及び3号炉同時被災時におけるアクセスルートへの影響について (9) 保管場所及び屋外アクセスルートの点検状況について (10) 仮復旧後の対応について	(5) 屋外での通信機器通話状況の確認 (6) 1～3号炉同時発災時における屋外のアクセスルートへの影響  別紙(21) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況	(6) 屋外での通信機器通話状況の確認について (7) 1号、2号及び3号炉同時被災時における屋外のアクセスルートへの影響について (8) 保管場所及び屋外のアクセスルート等の点検状況 (9) 土砂撤去後の対応について	【島根】記載表現の相違 【女川及び島根】記載表現の相違 【女川】記載表現の相違 【女川】記載内容の相違 ・泊は仮復旧作業が想定されないことによる記載の相違
(11) 発電所構外からの要員参集について (13) 防潮堤盛土堤防の直下を横断する排水路について	別紙(22) 発電所構外からの要員の参集について	(10) 発電所構外からの要員参集について	【島根】記載表現の相違 【女川】記載方針の相違 ・女川は防潮堤（盛土堤防）の一部がアクセスルートとして設定されているため、防潮堤直下の排水路の健全性を確認しているのに対し、泊は同様な箇所がないため作成していない。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
(14) 保管場所内の可搬型設備配置について (15) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて	(16) 保管場所内の可搬型設備配置について  (3) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 往回路における人力による仮置資機材の排除の考え方について	(11) 第1098回審査会合(令和4年12月6日)からの主要な変更点について  (12) 保管場所内の可搬型設備配置について (13) 可搬型設備の移動及びホース敷設ルートについて (14) 屋内のアクセスルートにおける資機材設備の転倒調査について (15) 屋内アクセスルートにおける人力による資機材の排除の考え方について	【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊固有の補足資料。
(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて	(4) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (7) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (11) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (12) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (14) アクセスルートの用語の定義 (10) 大量送水車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース展張車の配備イメージについて	(16) 作業時間短縮に向けた取り組みについて (17) 海水取水場所での取水ができない場合の代替手段について (18) 地震時における屋外のアクセスルートへの放射線影響について (19) 飛来物発生防止対策のうち固縛を解除する時間の考慮について (20) アクセスルートの用語の定義 (21) 可搬型大型送水ポンプ車等使用時におけるホースの配備長さ並びにホースコンテナ及びホース延長・回収車の配備イメージについて (22) アクセスルートトンネルの運用について  (23) アクセスルートトンネルの可搬型設備及び重機の通行性について  (24) 可搬型設備の通行に必要な道路幅の考え方について	【島根】評価内容の相違 ・泊はアクセスルート及び往回路の両方にいて、資機材転倒時に人力による排除を考慮したアクセス性の評価を実施している。（柏崎と同様）（島根は、往回路のみ人力による排除を考慮している。）  【島根】記載表現の相違
(4) 耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源について			【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊はトンネルの通行性について、補足資料を作成。
			【女川及び島根】記載方針の相違 ・泊は必要な道路幅について、補足資料を作成。
			【女川】資料構成の相違 ・泊は島根と同様に「別紙(2)」にて耐震性に限定しないSA時に利用可能な水源を整理している。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

女川原子力発電所2号炉	島根原子力発電所2号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>(5) 想定以上の段差が発生した場合の対応について</p> <p>(1) OF ケーブル洞道のアクセスルートに対する影響について          (6) 可搬型設備設置可能時間の保守性について          (12) 事務建屋の周辺斜面について</p>	<p>(8) 防波壁通路防波扉の運用について          (9) 2号炉原子炉建物南側屋外のアクセスルートについて          (13) 2号炉と同じ敷地内で実施する工事における資機材、廃材等による屋外のアクセスルートへの影響          (17) 有効性評価で用いる屋外のアクセスルートの設定について          (18) 第819回審査会合（令和元年12月24日）からの主要な変更点について          (19) 第861回審査会合（令和2年5月18日）からの主要な変更点について          (20) 海岸付近のアクセスルートの通行について</p>		<p>【女川】資料構成の相違          ・泊は島根と同様に「別紙(22)」にて想定以上の段差が発生した場合の対応を整理している。</p> <p>【女川】記載方針の相違          ・女川2号固有の補足資料。</p> <p>【島根】記載方針の相違          ・島根2号固有の補足資料。</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉 別紙(26)	泊発電所3号炉 別紙(38)	相違理由
<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の保管庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 玄海原子力発電所3、4号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う第3、5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。 第3、5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮し機能が損なわれないように、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上を保管するとともに、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備については、第3、5保管エリアに相互に分散して保管する。</p>	<p>屋外の可搬型重大事故等対処設備の51m倉庫・車庫内収納の配置設計の考え方について</p> <p>1. 概要 泊発電所3号炉の屋外の可搬型重大事故等対処設備のうち、保管庫内収納を行う51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備について、基本的な保管庫内の配置設計の考え方を整理する。</p> <p>2. 保管エリアの配置設計 屋外の可搬型重大事故等対処設備は、設計基準事故対処設備及び常設重大事故等対処設備と位置的分散を図るとともに複数の保管エリアに分散して保管しているため、仮に1つの保管エリアが使用できない場合においても、別の保管エリアにある可搬型重大事故等対処設備により確実に事故対処可能な設計としている。 51m倉庫・車庫エリアには、冬季における信頼性を向上させるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを保管する。</p>	<p>【玄海及び島根】記載内容の相違 ・泊は、倉庫・車庫（保管庫）に可搬型重大事故等対処設備を保管している。このため、本項については、同様に保管庫に可搬型重大事故等対処設備を保管する玄海3,4号炉との比較を行った。</p> <p>【玄海】設備名称の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違 ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。泊は、冬季における信頼性向上を目的とする。 ・倉庫・車庫（保管庫）に保管する設備の相違。泊は、水を供給する設備の1セットを保管している。 ・玄海は保管庫が2箇所に対し、泊は1箇所である。</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>3. 保管庫の特徴</b></p> <p>玄海原子力発電所は敷地が非常に狭隘であるため、先行プラントで実績のある風（台風）及び竜巻の風荷重を考慮した固縛装置を採用した場合、固縛装置の設置スペースが十分に確保できないことから、保管庫を採用することで限られたスペースを有効活用し、必要となる可搬型重大事故等対処設備を保管することを可能とした。</p> <p>また、保管庫とすることで、風（台風）及び竜巻のみならず積雪及び火山の影響についても、可搬型重大事故等対処設備が直接的に影響を受けることがない。</p> <p><b>保管庫</b>は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して耐震Sクラス相当で設計していること、出入口扉付近の障害物はホイールローダにより除去可能であることから、出入り口扉が使用できなくなることはない。</p> <p><b>【柏崎6号及び7号炉まとめ資料より転載】</b></p> <p>なお、地震の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮し、シャッターを常時開放し、消防車両及び消防車隊要員の出動が可能な運用とする。</p> <p><b>【川内1号及び2号炉まとめ資料より転載】</b></p> <p>専属消防本部建屋は倒壊しないが、地震時の変形により建屋扉やシャッターの開閉が不能となる可能性がある。</p> <p>そのため、シャッターを常時開放し、消防車両及び専属消防隊員の出動が可能な運用とする。</p>	<p><b>3. 51m倉庫・車庫の特徴</b></p> <p>51m倉庫・車庫は、可搬型重大事故等対処設備等を保管する車庫エリアと予備品及び資機材を保管する倉庫エリアから構成される。</p> <p>泊発電所は寒冷地であるため、原子炉建屋又は原子炉補助建屋の外から水を供給する設備の1セットを51m倉庫・車庫に保管することで、積雪及び凍結による影響を軽減し、冬季における可搬型重大事故等対処設備の信頼性を向上させることとしている。</p> <p>また、51m倉庫・車庫内に保管することで、積雪のみならず火山の影響についても、影響を軽減することができる。</p> <p>51m倉庫・車庫は地震による可搬型重大事故等対処設備への波及的影響を考慮して基準地震動に対して倒壊しない設計とすること、出入口付近の障害物はホイールローダにより除去可能であること及び地震の変形によりシャッターの開閉が不能となる可能性を考慮して、シャッターを撤去して出入口を常時開放することから、出入口が使用できなくなることはない。</p> <p>なお、出入口には、積雪及び凍結の影響を軽減するために防雪シートを設置する方針である。防雪シートは、人力で開閉可能な設計とし、地震等の発生により脱落した場合においても人力で排除可能な重量とすることから、地震時に可搬型重大事故等対処設備の運搬、移動に影響を及ぼすことはない。また、防雪シートは不燃性材料又は建築基準法施行令若しくは消防法施行令に基づく試験により不燃性材料と同等の性能であることを確認した材料を用いることから、火災により可搬型重大事故等対処設備や他の設備に影響を及ぼすことはない。想定される自然現象については、防雪シート自体が他の設備に影響を与えないことを確認の上、設置する。（竜巻による防雪シートの飛散に対する影響確認については、第六条 外部からの衝撃による損傷の防止参照）</p>	<p>【玄海】記載表現の相違      【玄海】記載内容の相違      ・泊は、51m倉庫・車庫の構成について記載。</p> <p>【玄海】設計方針の相違      ・倉庫・車庫（保管庫）の設置目的の相違。      ・玄海は、風（台風）及び竜巻による風荷重を考慮した頑健な保管庫を設置し、可搬型重大事故等対処設備を保管庫内に配置している。</p> <p>・泊は、風（台風）及び竜巻に対しては、保管場所を複数箇所に分散配置することにより、可搬型重大事故等対処設備が同時に機能喪失しない設計としている。</p> <p>【玄海】記載表現の相違      【玄海】設計方針の相違      ・耐震評価方針の相違。      ・玄海は堅固な扉を設置しているのに対し、泊は地震時の変形を考慮し、出入口のシャッターを撤去して常時開放する。また、常時開放に伴い防雪シートを設置予定である。（シャッター常時開放については、柏崎6、7号の自衛消防隊建屋及び川内1、2号の専属消防本部建屋と同様）</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由											
<p>出入口扉については、自然現象等を考慮した堅固な仕様で設置することから、扉の機能が喪失することは考えにくい。</p> <p>出入口扉の仕様を別表26-3-1、外観を別図26-3-1に示す。</p> <p>仮に、出入口扉が固着し開放できない場合は、ホイールローダ等の車両により出入口扉を開放することで、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、ニュートラルとしホイールローダ等の車両により引出すことで、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与えることはない。</p> <p>しかしながら、保管庫の特徴として移動、運搬経路が出入口扉からに制限されるため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬をより確実なものとする観点から、可能な範囲で複数の出入口扉から移動、運搬が可能となるように、保管庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備及び運搬用車両等の資機材の逼迫感を改善し余裕のあるスペースを確保するとともに配置をより最適化する。</p> <p>なお、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め等により固定して保管する。</p>	<p>51m倉庫・車庫の建屋概要を第1表、建屋平面図及び断面図を第1図、出入口の外観を第2図、防雪シートの設置イメージを第3図に示す。</p> <p>仮に、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合は、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障を与える可能性がある。</p> <p>そのため、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を確実なものとする観点から、51m倉庫・車庫内に収納する可搬型重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材も含めて配置を最適化する。</p> <p>なお、車庫内の可搬型重大事故等対処設備は、車輪止め、竜巻による飛散防止を考慮した固縛等により固定して保管する。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違          ・泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。          ・泊は、51m倉庫・車庫の概要、平面図、断面図及び防雪シートについて記載。</p> <p>【玄海】記載表現の相違      【玄海】設計方針の相違          ・泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備が故障により移動できない場合に他の可搬型重大事故等対処設備の移動に支障をきたさないよう、車庫内の配置を見直すこととした。</p> <p>【玄海】記載表現の相違      【玄海】設計方針の相違          ・泊は、固縛により竜巻による飛散防止を行う。</p> <p>【玄海】記載内容の相違          ・泊は、51m倉庫・車庫の概要について記載。</p>											
<b>第1表 建屋概要</b>													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">建屋名称</td><td style="padding: 5px;">51m倉庫・車庫</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">構造</td><td style="padding: 5px;">地上部S造/地下部R C造</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">階数</td><td style="padding: 5px;">地上2階/地下1階</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">基礎形状</td><td style="padding: 5px;">直接基礎</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">平面形状</td><td style="padding: 5px;">21.0×71.8m</td></tr> <tr> <td style="padding: 5px;">高さ</td><td style="padding: 5px;">地上高さ 13.6m</td></tr> </table>		建屋名称	51m倉庫・車庫	構造	地上部S造/地下部R C造	階数	地上2階/地下1階	基礎形状	直接基礎	平面形状	21.0×71.8m	高さ	地上高さ 13.6m
建屋名称	51m倉庫・車庫												
構造	地上部S造/地下部R C造												
階数	地上2階/地下1階												
基礎形状	直接基礎												
平面形状	21.0×71.8m												
高さ	地上高さ 13.6m												

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

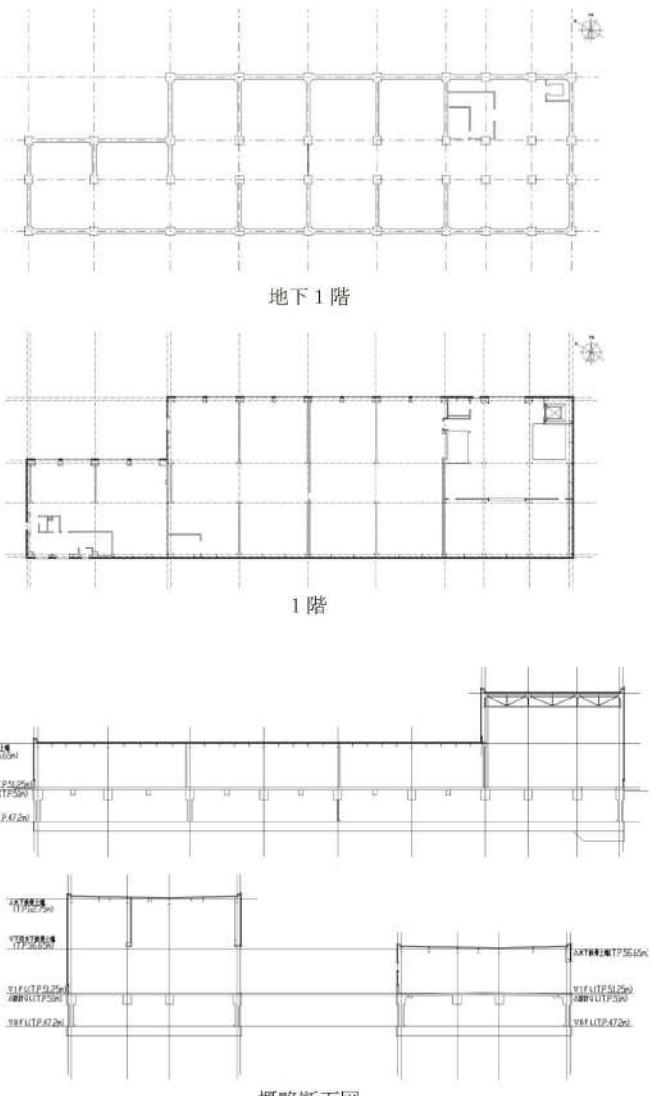
泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

別表2 6-3-1 重大事故等対処設備保管庫の扉仕様について			泊発電所3号炉	相違理由
開閉方式	タンクローリー保管エリア 手 動	その他のエリア 手 動		
扉本体の厚さ	約 [ ] cm	約 [ ] cm	扉の芯材等を含んだ全体の厚さ	
扉の板厚（外面部表面）	約 [ ] mm	約 [ ] mm	[ ] mm : 設計飛来物に対し貫通しない設計	
重量（両扉）	約 [ ] t	約 [ ] t		
地 震	○	○	建屋 : S s 機能維持	
竜巻（風圧力による荷重）	○	○	設計竜巻の最大風速 : 100m/s (耐風正扇)	
自然現象（気圧差による荷重）	○	○	最大気压低下量 : 8,900N/m <sup>2</sup>	
竜巻（設計飛来物による衝撃荷重）	○	—	設計飛来物 銅製材 : 4.2m×0.3m×0.2m、135kg (耐衝撃扇)	
梱囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

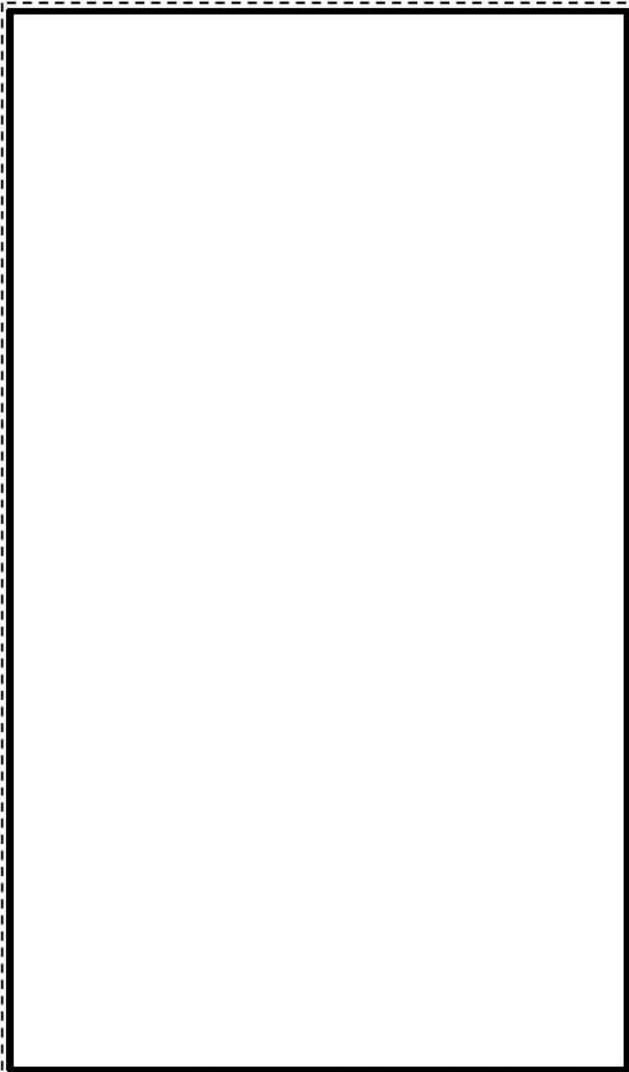
玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>地下1階 1階 概略断面図</p>	<p>【玄海】記載内容の相違          ・泊は、51m 倉庫・車庫の平面図及び断面図を記載。</p>

第1図 51m 倉庫・車庫の平面図及び断面図

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

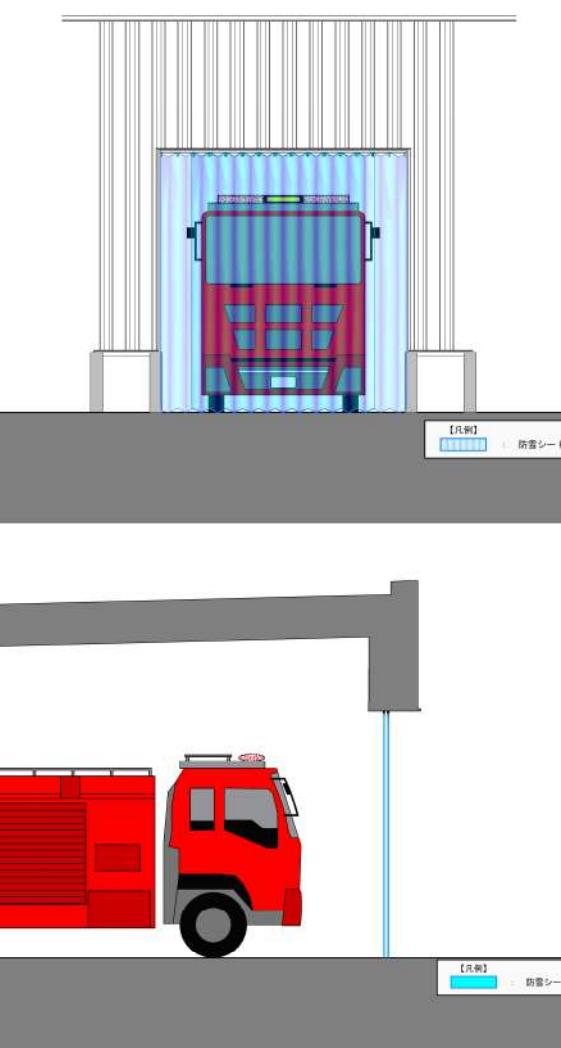
1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別図2 6-3-1 タンクローリ車庫（第5保管エリア）の出入口扉の外観</p>  <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に 係る事項であるため、公開できません。</p>	 <p>※：積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定</p>	<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊が出入口を常時開放することによる記載内容の相違。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
	 <p>※：防雪シートの設置方法の詳細については、今後検討する。</p>	<p>【玄海】記載内容の相違          ・泊は、防雪シートの設置イメージについて記載。</p>

第3図 防雪シートの設置イメージ

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>4. 保管庫内の配置設計</b></p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、<b>外部人</b>為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して<b>保管エリア</b>まで複数のアクセスルートを確保している。</p> <p>そのため、<b>保管庫</b>についても、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための<b>通路</b>を確実に確保するために、<b>別表26-4-1</b>に示すとおり他の<b>保管エリア</b>とあいまって原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>また、配置の最適化に伴い、保管庫外で保管することとした設備の一覧を<b>別表26-4-2</b>に示す。</p>	<p><b>4. 51m倉庫・車庫エリアの配置設計</b></p> <p>「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（以下「設置許可基準規則」という。）」の第43条第3項第6号に基づき、アクセスルートは、自然現象、人為事象、溢水及び火災を想定しても、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがないよう、迂回路も考慮して<b>可搬型重大事故等対処設備の保管場所</b>から<b>使用場所</b>まで複数のアクセスルートを確保している。</p> <p>そのため、<b>51m倉庫・車庫エリア</b>を含めた<b>保管場所</b>について、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬するための<b>経路</b>を確実に確保するため、<b>第2表</b>に示すとおり、原子炉建屋<b>又は</b>原子炉補助建屋の外から水又は電力を供給する設備は2セット以上、それ以外の設備は1セット以上が確実に移動、運搬可能な配置とする。</p>	<p><b>【玄海】記載表現の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、配置見直しの結果、<b>51m倉庫・車庫外</b>へ保管することとなつた可搬型重大事故等対処設備は無い。</li> </ul> <p><b>【玄海】記載内容の相違</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、配置見直しの結果、<b>51m倉庫・車庫外</b>へ保管することとなつた可搬型重大事故等対処設備は無い。</li> </ul>

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

玄海原子力発電所3、4号炉

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管管数	保管場所	保管状況	複数経路確保台数	必要数≤複数経路確保台数	備考
43	ホイールローダー	1台	1台	第3 第4	保管庫内 保管庫内	○ ○	○ ○	
47, 54, 55	可搬型ディーゼル注入ポンプ※1 (接続用中継ユニット、人口ユニット、 可搬型ホース貯蔵庫)	4台	2台 2台 2台 【1台】	第3 第4 第3 第4	保管庫内 保管庫内 保管庫内 保管庫内	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
47, 48, 49, 50 [54, 55, 56]	移動式大容量ポンプ車※1 (可搬型ホース貯蔵庫)	2台	1台	第3 第4	保管庫内 保管庫内	○ ○	○ ○	
54, 56	水中ポンプ用発電機※1 (可搬型ホース貯蔵庫)	8台	4台 4台 1台 1台	第3 第4 第5	保管庫内 保管庫内 保管庫内 保管庫内	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○	
54, 55, 56	放水砲※2	2台	1台	第3 第5	保管庫内 保管庫内	○ ○	○ ○	
54	使用済燃料ピット監視装置用 (コンフレッサ、エアコン、発電機)	2個	2個	第3 第4	保管庫内 屋外	○ ○	○ ○	
57	タンクローリー	1台	1台	第3 第4	保管庫内 保管庫内	○ ○	○ ○	第4保管エリアに 1台追加配備
57	発電機車※1 (高圧発電機車) 発電機車※1 (中容量発電機車)	4台	2台 2台	第3 第4	保管庫内 屋外	○ ○	○ ○	
57	直流水消防用発電機※1	4台	2台 2台	第3 第4	保管庫内 屋外	○ ○	○ ○	
			2台	第5	保管庫内	○	○	

※1 原子炉建屋の外から水又は電力を供給する注水設備及び電源設備 (1基当たり2セット以上要求のある可搬型重大事故等対処設備)

※2 予備数が想定される重大事故等の収束に必要な1セットに相当しない可搬型重大事故等対処設備

第2表 各保管エリアの可搬型重大事故等対処設備一覧

該当条文	可搬型重大事故等対処設備	必要数	保管管数	保管場所	保管状況	移動、運搬経路	必要数	備考	該当台数
43	ホイールローダー	1台	1台	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア(b) 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア(b)	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○		
47, 48, 49, 50, 54, 55, 56	可搬型大型送水ポンプ車、 ホース延長・回収車(送水車用) 可搬型大型送水ポンプ車、 ホース延長・回収車(送水車用)	4台	1台 1台 2台 2台	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア(a) 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア(a)	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○		
54, 55	可搬型大型海水送水ポンプ車、 放水砲 混合合流設備	1台 1台 2組	1台 1台 2台	5m食槽・車底エリア 5m食槽・車底エリア 1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア	屋内 屋内 屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○ ○ ○		
57	集水槽シルトフォニンス 可搬型タンクローリー	2台	1台	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
57	可搬型直流水消防車	2台	1台	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
57	可搬型直流水消防用発電機	2台	1台	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
60	小型船舶	1艇	1艇	1号保管庫31mエリア 2号保管庫31mエリア 3号保管庫31mエリア 4号保管庫31mエリア	屋外 屋外 屋外 屋外	○ ○ ○ ○	○ ○ ○ ○		
61	緊急時対策所用発電機	4台	2台 2台	緊急時対策所用エリア 2号保管庫31mエリア(a) 2号保管庫31mエリア(b)	屋外 屋外	○ ○	○ ○		

※：他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せず、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

## 相違理由

【玄海】設計方針の相違  
 ・泊は、他の機能を有する可搬型重大事故等対処設備と干渉せずに、保管場所から可搬型重大事故等対処設備を移動、運搬するための経路を確保する設計としている。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
別表2 6-4-2 保管庫外に保管する可搬型重大事故等対処設備一覧  <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;">                     框囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に 係る事項であるため、公開できません。                 </div>	泊発電所3号炉	<span style="color: blue;">【玄海】記載方針の相違</span> <span style="color: black;">・泊は、配置見直しの結果、5t倉庫・車庫外に保管することとした可搬型重大事故等対処設備がないため、左表に記載する事項がない。</span>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

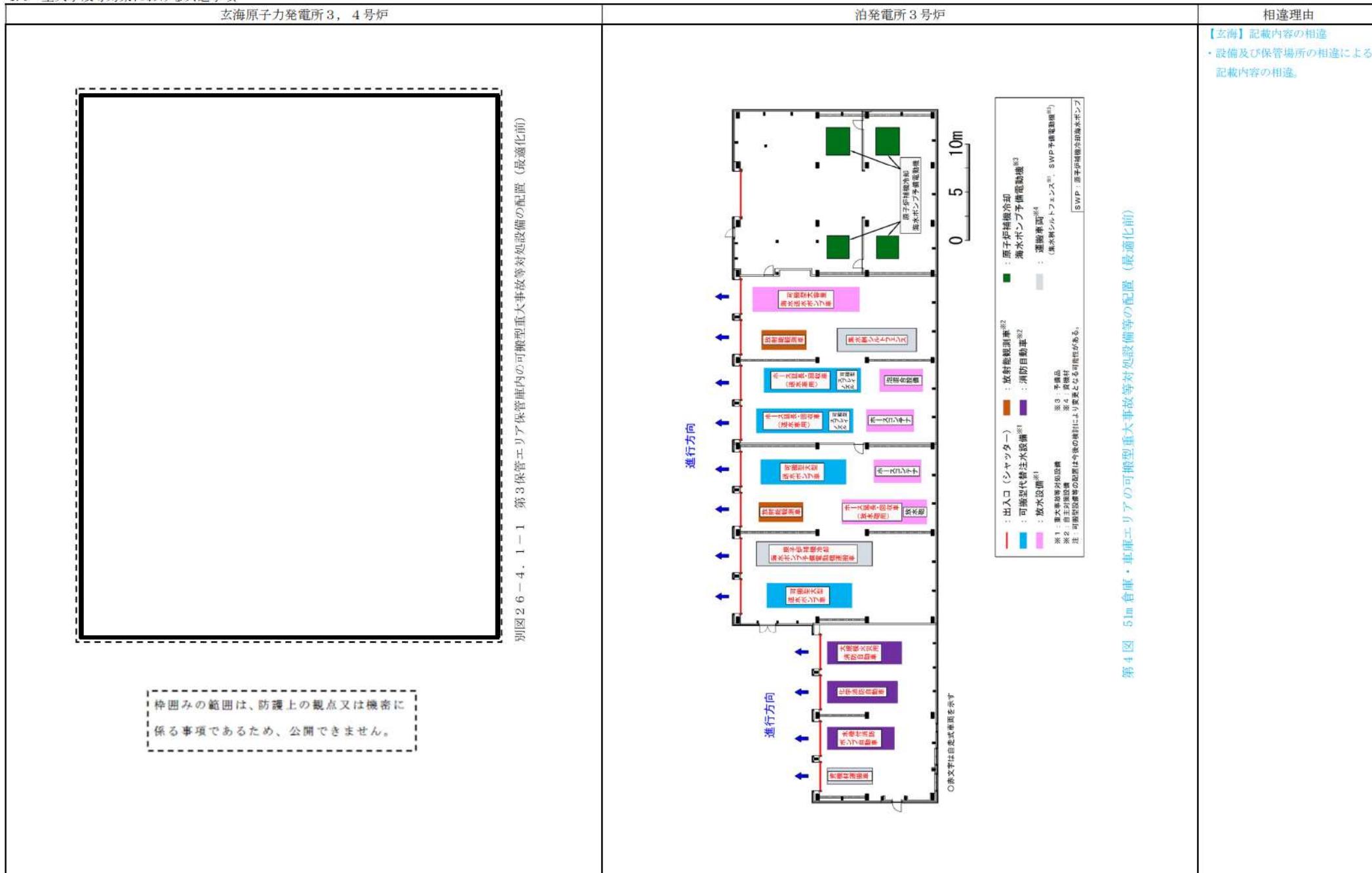
## I.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 1 第3保管エリア</p> <p>第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>但し、タンクローリについては、設計基準事故時にも使用するため巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に配置するため除外する。</p> <p>最適化前の配置図を別図26-4. 1-1に、最適化後の配置図を別図26-4. 1-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4. 1-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つの区画に配置し、確実な出入口扉からの移動を可能とする。</p> <p>②自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に配置するが、進行方向に対して左右へ運搬が可能であることから、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動により空いたスペースを有効活用して、複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p> <p>具体的な移動、運搬方法については、別図26-4. 1-3に示す。また、自走式の可搬型重大事故等対処設備が2つの出入口扉から確実に移動可能とするために、電気室及びコンテナの設置位置を変更するとともに、移動後の停車位置を設定した。具体的には、別図26-4. 1-4に示す。</p>	<p>51m倉庫・車庫エリアの可搬型重大事故等対処設備については、以下のとおり異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置とする。</p> <p>最適化前の配置図を第4図に、最適化後の配置図を第5図に示す。また、51m倉庫・車庫へ収納する設備の一覧を第3表に示す。</p> <p>①エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないように、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置しない。</p> <p>②設備の重要度の観点から、重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置しない。</p>	<p>【玄海】記載方針の相違</p> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <p>・泊は、シャッター撤去による出入口の常時開放及び異なる機能を有する設備ごとに専用の出入口を設けることにより、確実に移動、運搬可能な配置としている。(複数の出入口を想定しない点については、玄海の第5保管エリアと同様。専用の出入口を設ける点については、玄海のタンクローリ専用区画と同様。)</p> <p>【玄海】記載内容の相違</p> <p>・泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。</p> <p>【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <p>・泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように可搬型重大事故等対処設備を配置する。また、SA設備の前方に自主設備を配置しない。</p> <p>【玄海】記載箇所の相違</p> <p>・泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。</p> <p>【玄海】設計方針の相違</p> <p>・泊は、2つの出入口設置のために改造等は実施していない。</p> <p>・泊は、倉庫・車庫から出発した可搬型重大事故等対処設備が使用場所に直接向かうため、停車位置は設定しない。</p>

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）



泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別図2.6-4、1-2 第3保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化後）</p> <p>○赤文字は固定式車両を示す</p> <p>（枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に 係る事項であるため、公開できません。）</p>	<p>進行方向</p> <p>進行方向</p> <p>（赤文字は固定式車両を示す）</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・設備及び保管場所の相違による 記載内容の相違。</p>	<p>赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違） 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違） 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）</p> <p>【玄海】記載内容の相違 ・設備及び保管場所の相違による 記載内容の相違。</p>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉

別表26-4、1-1 第3保管エリア保管庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量(t)	備考
水中ポンプ用発電機	4台				
ホース展張回収車用コンテナ	11個				
移動式大容量ポンプ車	2台				自走式
放水砲	1台				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式
収納容器(小)	2個				
入口ユニット	2台				
直流水源用発電機	2台				
高圧発電機車	2台				自走式
コンプレッサ(排気ファン含む)	2台				
エアコン	2台				
発電機	2台				
タンクローリー	1台				自走式
ホース展張回収車	2台				自走式
ホイールローダ	1台				自走式
接続用中継ユニット	2台				
フォークリフト	1台				自走式

○可搬型重大事故等対処設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に適するスペースの開口は約  mである。

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に  
係る事項であるため、公開できません。

泊発電所3号炉

第3表 51m倉庫・車庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長 (m)	幅 (m)	重量 (t)	備考
可搬型大型送水ポンプ車	2台	約8.9	約2.9	約13.2	自走式
可搬型大容量海水送水ポンプ車	1台	約12.0	約2.9	約24.9	自走式
ホース延長・回収車(送水車用)	2台	約9.9	約2.9	約15.8	自走式
ホース延長・回収車(放水砲用)	1台	約8.7	約2.9	約21.9	自走式
放水砲	1台	約4.7	約1.9	約3.0	ホース延長・回収車 (放水砲用)に積載
泡混合設備	1台	約4.7	約2.4	約5.7	
可搬型スプレイノズル	2台	約1.0	約0.2	約0.02	ホース延長・回収車 (送水車用)に積載
可搬型ホース 150A(1組:約1,800m)	2組	ホース長ごと 1本	—	約4.0	ホース延長・回収車 (送水車用)に積載
可搬型ホース 300A(1組:約800m)	1組	約4.9	約2.3	約3.8	ホースコンテナに保管
集水樹シルトフェンス	1組	—	—	約0.04	シルトフェンス運搬車 に積載
シルトフェンス運搬車	1台	約8.2	約2.5	約5.1	自走式
水槽付消防ポンプ自動車	1台	約7.3	約2.3	約9.0	自走式
化学消防自動車	1台	約7.6	約2.3	約9.2	自走式
大規模火災用消防自動車	1台	約7.9	約2.6	約10.3	自走式
放射能観測車	1台	約4.8	約1.7	約3.4	自走式
資機材運搬車	1台	約4.7	約1.7	約5.7	自走式
原子炉補機冷却海水ポンプ 予備電動機	2台(2台)	約2.4	約2.8	約7.8	括弧内は 1号及び2号炉用
放射性物質吸着剤	1式	—	—	約3.2	

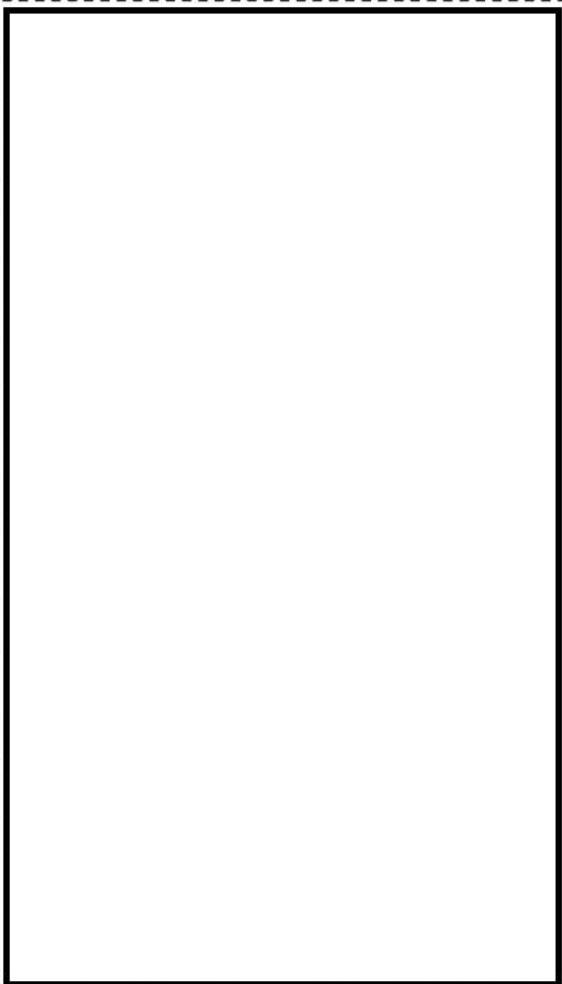
※：寸法、重量は保管状態について記載しており、今後の検討により変更となる可能性がある。

相違理由  
【玄海】記載内容の相違  
・設備及び保管場所の相違による  
記載内容の相違。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

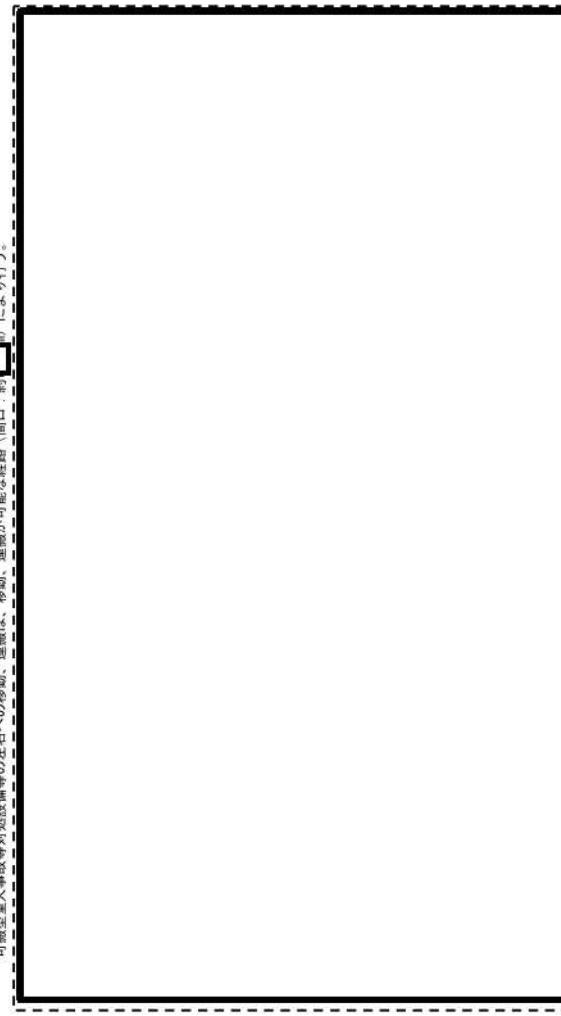
1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>STEP1 2つの扉を持つ区画に保管する自走式車両は、使用可能な扉から保管庫外へ移動する。</p>  <p>別図2.6-4、1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運搬について（1／2）</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・泊は、第2図及び第3図に進行方向を記載。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

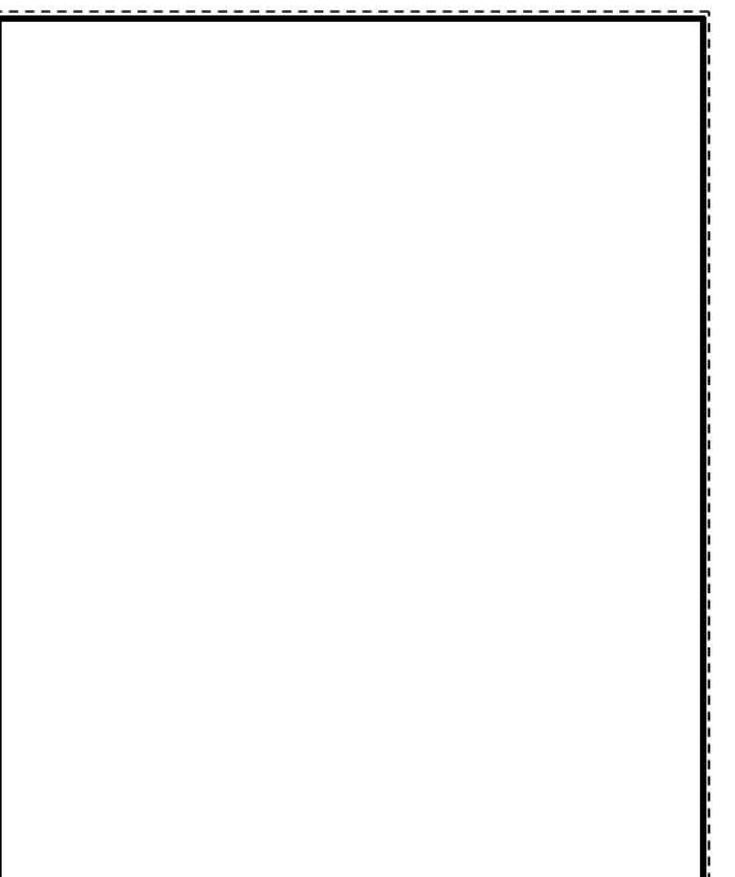
1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>STEP 2 1つの扉を持つ区間に保管する可燃型重大事故等対処設備等が何らかの理由により想定通りの移動、運搬経路を使用できない場合、自走式車両の移動により確保できたスペースに移動、運搬した後に、いずれかの扉より保管庫外へ移動、運搬する。</p> <p>可燃型重大事故等対処設備等の左右への移動、運搬は、移動、運搬が可能な経路（開口：約  m）により行う。</p>  <p>別図2.6-4、1-3 保管庫内での進行方向に対して左右への運動について (2 / 2)</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>	<p>泊発電所3号炉</p>	<p>【玄海】記載箇所の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、第2回及び第3回に進行方向を記載。</li> </ul>

泊発電所 3号炉 技術的能力 比較表

**赤字**：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
**青字**：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
**緑字**：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所 3, 4 号炉	泊発電所 3 号炉	相違理由
 A large rectangular area outlined by a dashed border, representing the 3rd storage area.		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・玄海は、複数の出入口設置のために保管庫の改造等を実施している。</li></ul>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

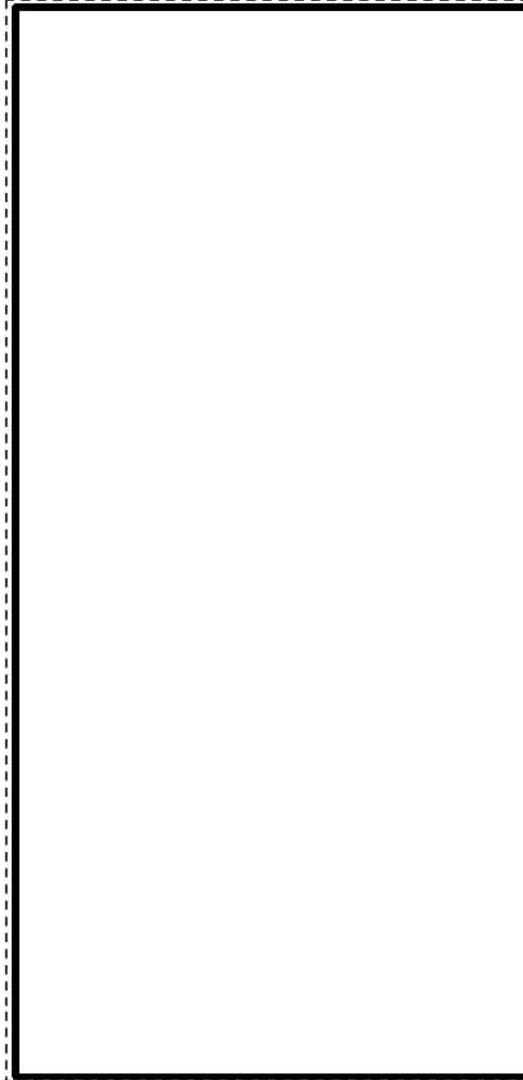
## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>4. 2 第5保管エリア          第3保管エリアの可搬型重大事故等対処設備は、4. 1の配置とすることで第4保管エリアとすりまつて原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上が確実に移動、運搬可能である。          但し、第5保管エリアの可搬型重大事故等対処設備についても、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とするとともに、以下のとおり可能な範囲で異なる2面の出入口扉から移動、運搬又は同一面の複数の出入口扉から運搬可能な配置とする。          最適化前の配置図を別図26-4. 2-1に、最適化後の配置図を別図26-4. 2-2に示す。また、保管庫へ収納する設備の一覧を別表26-4. 2-1に示す。</p> <p>①自走式の可搬型重大事故等対処設備のうち高圧発電機車は、進行方向に対して前後に出入口扉が2つある区画に配置し、確実な移動を可能とする。          ②高圧発電機車を除く自走式の可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して前後で出入口扉が1つの区画に、縦列とならないように配置するとともに、他の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を妨げない配置とする。          ③自走できない可搬型重大事故等対処設備は、進行方向に対して左右へ運搬可能な区画に配置し、異なる2面の出入口扉又は同一面の複数の出入口扉からの運搬を可能とする。</p>		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

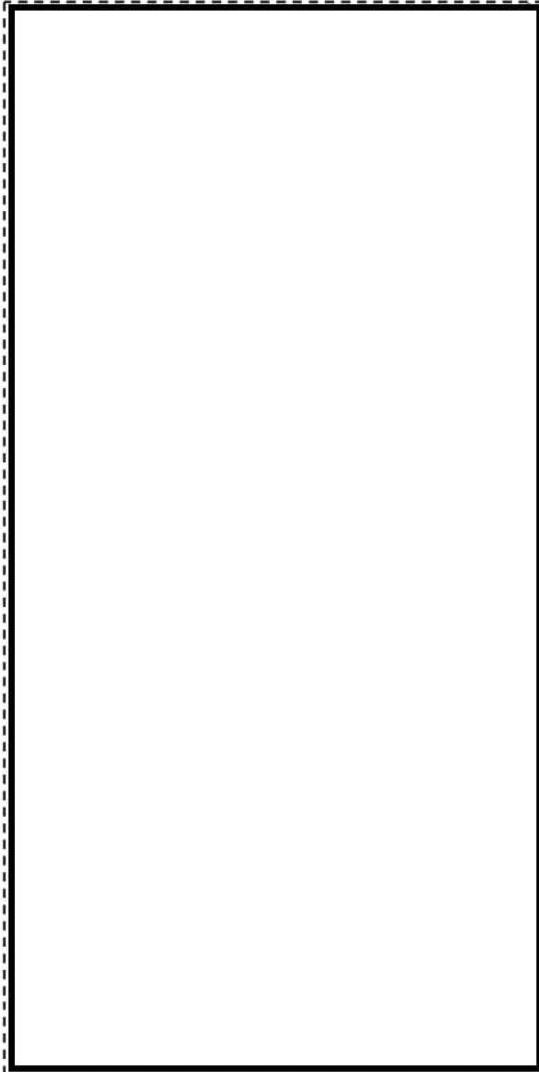
1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>別図2-6-4. 2-1 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化前）</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>別図2 6-4, 2-2 第5保管エリア保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の配置（最適化後）</p>  <p>枠囲みの範囲は、訪護上の観点又は機密に 係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】記載方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・玄海は複数の保管庫を有する。</li> </ul>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉

泊発電所3号炉

相違理由

別表2 6-4, 2-1 第5保管エリア保管庫へ収納する設備一覧

設備名	保管数	全長(m)	幅(m)	重量(t)	備考
水中ポンプ用発電機	4台				
ホース展張回収車用コンテナ	7個				
移動式大容量ポンプ車	1台				自走式
放水砲	1台				
可搬型ディーゼル注入ポンプ	2台				自走式
収納容器(小)	2個				
接続用中継ユニット	2台				
入口ユニット	2台				
直流電源用発電機	2台				
高圧発電機車	2台				自走式
タンクローリ	1台				自走式
ホース展張回収車	1台				自走式
フォークリフト	1台				自走式

○可搬型重大事故等対策設備を進行方向に対して左右へ運搬する場合に通すスペースの間口は約  mである。

枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に  
係る事項であるため、公開できません。

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由								
<p>4. 3 その他考慮事項</p> <p>可搬型重大事故等対処設備のうち補機駆動用の燃料を内包しているものは、保管庫内に収納して保管する場合、消防法第9条の4に基づき少量危険物に応じた防火区画を設ける必要がある。防火区画を設定するにあたっては、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬の融通が利くように、原則として防火壁ではなく防火シャッタを設ける。</p> <p>また、フォークリフト等のその他資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>なお、保管庫内に重要安全施設の予備品を収納する計画はないものの、将来的に収納する場合においては、可搬型重大事故等対処設備と同じ考え方に基づき配置する。</p>	<p>4.1 その他考慮事項</p> <p>放射能観測車等の自主対策設備及び資機材運搬車等の資機材については、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがなければ、最適化に伴い余裕を確保したスペースに配置することも可能とする。</p> <p>また、51m倉庫・車庫の倉庫エリアには重要安全施設の予備品を収納することとしており、可搬型重大事故等対処設備を保管する車庫エリアとは別区画としている。倉庫エリアの出入口の構造はシャッターとしており、地震の変形によりシャッターの開閉が不能となった場合は、重機によりシャッターを撤去する。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違      【玄海】設計方針の相違      ・泊は、補機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要ない。      【玄海】記載表現の相違</p> <p>【玄海】記載内容の相違      ・重要安全施設における予備品の保管計画の相違による記載内容の相違。</p>								
<p>5. 手順の操作時間の成立性確認</p> <p>保管庫内に収納している可搬型重大事故等対処設備について、進行方向前面の出入口扉が使用できないことを考慮しても、技術的能力において想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p> <p>確認に当たっては、異なる2面の出入口扉から移動、運搬可能な第3保管エリアの保管庫内に収納するタンクローリーを除く可搬型重大事故等対処設備を対象とする。</p>		<p>【玄海】設計方針の相違      ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</p>								
<p>5. 1 確認方法及び想定時間</p> <p>技術的能力において確認している実績時間については、進行方向前面の出入口扉からの移動、運搬を前提として確認している。</p> <p>そのため、今回の確認については、上記の実績時間に以下の想定時間AとBを加算し、想定した所要時間内に操作が成立することを確認する。</p>										
<p>A. 自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動時間</p> <p>区画にある全ての自走式可搬型重大事故等対処設備を4名又は5名で運転し、高圧発電機車側の出入口扉から所定の駐車場所まで約5分で移動できる見込みとし、更に余裕をみて1列当たり約10分と想定する。</p> <p>B. 自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右への運搬時間</p> <p>技術的能力における要員の人数で、保管庫内の柱間の距離を模擬して、確実に運搬可能とする道具を用いて検証した結果に基づき、以下のとおり想定する。</p> <table> <tbody> <tr> <td>・ホース展張回収車用コンテナ</td> <td>約30分／個</td> </tr> <tr> <td>・コンプレッサ、エアコン、発電機（SFP監視設備）</td> <td>約5分／個</td> </tr> <tr> <td>・放水砲</td> <td>約4分／個</td> </tr> <tr> <td>・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他</td> <td>約2分／個</td> </tr> </tbody> </table>	・ホース展張回収車用コンテナ	約30分／個	・コンプレッサ、エアコン、発電機（SFP監視設備）	約5分／個	・放水砲	約4分／個	・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他	約2分／個		
・ホース展張回収車用コンテナ	約30分／個									
・コンプレッサ、エアコン、発電機（SFP監視設備）	約5分／個									
・放水砲	約4分／個									
・水中ポンプ用発電機、直流電源用発電機、他	約2分／個									

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p><b>5. 2 確認結果</b></p> <p>確認した結果、進行方向前面の出入口扉が使用できることを考慮しても、別表26-5. 2-1のとおり想定した所要時間内に操作が成立することを確認した。</p> <p>確実に運搬可能とする道具については、保管庫内の可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬に支障をきたすことがない場所に保管する。</p> <p>最適化に伴い保管庫外で保管することとした可搬型重大事故等対処設備については、同じ保管エリア内の固定したコンテナ内に保管するため、技術的能力において確認している実績時間内に操作が成立する。また、同じく保管庫外で保管することとした運搬用車両については、移動手段としても活用できるよう、参集場所である代替緊急時対策所若しくは緊急時対策所（緊急時対策棟内）までの移動ルート上にある第2、4、6保管エリア、又は保管庫までの移動ルート上にある第3、5保管エリアに必要な措置を講じて保管するため、保管庫までの移動時間は徒歩と同程度となる。保管エリアの全体配置図を別図26-5. 2-1に示す。</p> <p>なお、今後更なる移動、運搬時間短縮に向けて検討を行うとともに、訓練等を継続して行い、確実な移動、運搬に関する技術を維持していく。</p>		<p>【玄海】設計方針の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</li> </ul>

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉

別表26-5.2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(1/6)

○可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入

		経過時間(時間)												備考
手順の項目	要旨	作業時間(実績) +移動、運搬時間 5時間12分						作業時間(想定)* 約5時間12分						
		可搬型ディーゼル注入ポンプによる代替炉心注入	作業対応項目	1時間36分	3時間前分									

■：作業時間（実績）

■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間

\*作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL-A-262参照。

<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)>

A		B		C	
自走式の 可搬型注入ポンプの 移動時間	自走できない必要な設備の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)			
		設備毎の運搬時間	合計	合計	合計
10分 (10分×2)		車中ポンプ用発電機 2分 クース基盤回収用コンテナ 1時間 スロッピング 2分 取扱用車輌(スロッピング) 2分	1時間16分	1時間6分	1時間16分

○移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水

		経過時間(時間)												備考
手順の項目	要旨	作業時間(実績) +移動、運搬時間 1時間10分						作業時間(想定)* 約1時間17分						
		移動式大容量ポンプ車による補機冷却海水通水	作業対応項目	1時間10分	作業時間 7分									

■：作業時間（実績）

■：通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間

\*作業時間(想定)の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL-B-55参照。

<通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(内訳)>

A		B		C	
自走式の 可搬型注入ポンプの 移動時間	自走できない必要な設備の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)			
		設備毎の運搬時間	合計	合計	合計
10分 (10分×2)		クース基盤回収用コンテナ 1時間 (30分×2)	1時間	1時間10分	1時間10分

泊発電所3号炉

相違理由

【玄海】設計方針の相違

・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉													泊発電所3号炉	相違理由																																												
<b>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果（2/6）</b>																																																										
○移動式大容量ポンプ車を用いたA、B格納容器再循環ユニットによる格納容器内自然対流冷却																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">経路時間(実績)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>子期の項目</th> <th>要員</th> <th>1時間10分</th> <th>作業時間(実績) + 移動時間 7時間01分</th> <th>7時間01分</th> <th>作業時間(想定)<sup>a</sup> 約12時間00分</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移動式大容量ポンプ車による移動、運搬経路を想定した場合の経路時間</td> <td>要員</td> <td>1時間10分</td> <td>8時間04分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													経路時間(実績)													備考	子期の項目	要員	1時間10分	作業時間(実績) + 移動時間 7時間01分	7時間01分	作業時間(想定) <sup>a</sup> 約12時間00分	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	移動式大容量ポンプ車による移動、運搬経路を想定した場合の経路時間	要員	1時間10分	8時間04分												【玄海】 設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。	
経路時間(実績)													備考																																													
子期の項目	要員	1時間10分	作業時間(実績) + 移動時間 7時間01分	7時間01分	作業時間(想定) <sup>a</sup> 約12時間00分	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼	▼																																												
移動式大容量ポンプ車による移動、運搬経路を想定した場合の経路時間	要員	1時間10分	8時間04分																																																							
<p>■ : 作業時間（実績） ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.7-48参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間</td> <td>自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>高橋員の運搬時間</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>1時間</td> <td>エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)</td> <td>1時間10分</td> </tr> </tbody> </table>															A	B	C	自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間	自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	1時間	高橋員の運搬時間	合計	1時間	エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)	1時間10分																																
A	B	C																																																								
自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間	自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																																								
1時間	高橋員の運搬時間	合計																																																								
1時間	エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)	1時間10分																																																								
○使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水																																																										
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="13">経路時間(実績)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>子期の項目</th> <th>要員</th> <th>1時間10分</th> <th>2時間04分</th> <th>4時間09分</th> <th>4時間09分</th> <th>作業時間(実績) + 移動時間 合計</th> <th>作業時間(想定)<sup>a</sup> 約3時間26分</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> <th>▼</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水</td> <td>要員</td> <td>1時間10分</td> <td>2時間04分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>													経路時間(実績)													備考	子期の項目	要員	1時間10分	2時間04分	4時間09分	4時間09分	作業時間(実績) + 移動時間 合計	作業時間(想定) <sup>a</sup> 約3時間26分	▼	▼	▼	▼	▼	▼	使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	要員	1時間10分	2時間04分											【玄海】 設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。			
経路時間(実績)													備考																																													
子期の項目	要員	1時間10分	2時間04分	4時間09分	4時間09分	作業時間(実績) + 移動時間 合計	作業時間(想定) <sup>a</sup> 約3時間26分	▼	▼	▼	▼	▼	▼																																													
使用済燃料ピット補給用水中ポンプによる使用済燃料ピットへの注水	要員	1時間10分	2時間04分																																																							
<p>■ : 作業時間（実績） ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-70参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間</td> <td>自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>水中ポンプ用電機 3分 (2回×2)</td> <td>1時間4分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)</td> <td>1時間10分</td> </tr> </tbody> </table>															A	B	C	自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間	自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	水中ポンプ用電機 3分 (2回×2)	1時間4分		エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)	1時間10分																																
A	B	C																																																								
自走式の可搬型貯蔵槽の移動時間	自走できない可搬型貯蔵槽の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																																																								
10分	水中ポンプ用電機 3分 (2回×2)	1時間4分																																																								
	エース搬送車(車両コンテナ) 0.6分×2)	1時間10分																																																								

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

I.0 重大事故等対策における共通事項

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

玄海原子力発電所3, 4号炉										泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<b>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果（3/6）</b>																																																																					
○可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによる使用済燃料ピットへのスプレイ																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="8">経過時間(時間)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員</th> <th>0.5</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによるスプレイ</td> <td>操作対応要員</td> <td>作業時間 +移動、運搬時間 及び 作業時間(想定)<sup>※1</sup> 計2時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>操作対応要員</td> <td>30分</td> <td>1時間</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>												経過時間(時間)								備考	手順の項目	要員	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9	可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによるスプレイ	操作対応要員	作業時間 +移動、運搬時間 及び 作業時間(想定) <sup>※1</sup> 計2時間											操作対応要員	30分	1時間																					【玄海】設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
		経過時間(時間)								備考																																																											
手順の項目	要員	0.5	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																										
可搬型ディーゼル注入ポンプ及び使用済燃料ピットスプレイヘッダによるスプレイ	操作対応要員	作業時間 +移動、運搬時間 及び 作業時間(想定) <sup>※1</sup> 計2時間																																																																			
	操作対応要員	30分	1時間																																																																		
 <p>■ : 作業時間（実績） ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※1 作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-73参照。 ※2 大規模崩壊にて考慮している想定時間</p>																																																																					
<p>△通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型注入設備の移動時間</td> <td>左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>2.0分 (1.0分×2)</td> <td>38分</td> <td>38分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取扱時間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>運搬用車両用コンテナ</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>入口ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>搬送用中槽ユニット</td> <td>2分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>貯納容器（小）</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>										A	B	C	自走式の可搬型注入設備の移動時間	左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	2.0分 (1.0分×2)	38分	38分		取扱時間			運搬用車両用コンテナ	2分		入口ユニット	2分		搬送用中槽ユニット	2分		貯納容器（小）	2分																																				
A	B	C																																																																			
自走式の可搬型注入設備の移動時間	左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																																																			
2.0分 (1.0分×2)	38分	38分																																																																			
	取扱時間																																																																				
	運搬用車両用コンテナ	2分																																																																			
	入口ユニット	2分																																																																			
	搬送用中槽ユニット	2分																																																																			
	貯納容器（小）	2分																																																																			
<p>○重大事故等時の使用済燃料ピットの監視</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="8">経過時間(分)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員</th> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th>60</th> <th>70</th> <th>80</th> <th>90</th> <th>100</th> <th>110</th> <th>120</th> <th>130</th> <th>140</th> <th>150</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>重大事故等時の使用済燃料ピットの監視</td> <td>保険対応要員</td> <td>25分</td> <td>1時間20分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間（実績） ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.11-76参照。</p>												経過時間(分)								備考	手順の項目	要員	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150	重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	保険対応要員	25分	1時間20分																												
		経過時間(分)								備考																																																											
手順の項目	要員	10	20	30	40	50	60	70	80	90	100	110	120	130	140	150																																																					
重大事故等時の使用済燃料ピットの監視	保険対応要員	25分	1時間20分																																																																		
<p>△通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型注入設備の移動時間</td> <td>左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）</td> </tr> <tr> <td>14分</td> <td>コンテナ 5分 エアコン 5分 搬送機 5分</td> <td>25分</td> </tr> <tr> <td></td> <td>取扱時間</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>										A	B	C	自走式の可搬型注入設備の移動時間	左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）	14分	コンテナ 5分 エアコン 5分 搬送機 5分	25分		取扱時間																																																	
A	B	C																																																																			
自走式の可搬型注入設備の移動時間	左右でない可搬型注入設備の左右への運搬時間	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（A+B）																																																																			
14分	コンテナ 5分 エアコン 5分 搬送機 5分	25分																																																																			
	取扱時間																																																																				

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉										泊発電所3号炉	相違理由										
<b>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果(4/6)</b>																					
○大気への拡散抑制、海洋への拡散抑制防止操作																					
<p>赤字 : 作業時間 (実績)      青字 : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間      緑字 : 作業時間 (想定) の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.12-39参照。</p>																					
<p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 (内訳)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型IA設備の移動時間</td> <td>往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>遮蔽時間の内訳 底水廻り 4分 ホース展張用コンテナ 1時間(30分×2)</td> <td>合計 1時間4分</td> </tr> </tbody> </table>													A	B	C	自走式の可搬型IA設備の移動時間	往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	遮蔽時間の内訳 底水廻り 4分 ホース展張用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間4分
A	B	C																			
自走式の可搬型IA設備の移動時間	往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																			
10分	遮蔽時間の内訳 底水廻り 4分 ホース展張用コンテナ 1時間(30分×2)	合計 1時間4分																			
<p>○八田浦貯水池、3号炉及び4号炉取水ピット他より中間受槽への供給</p>																					
<p>赤字 : 作業時間 (実績)      青字 : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間      緑字 : 作業時間 (想定) の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1.13-97参照。</p>																					
<p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間 (内訳)&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の可搬型IA設備の移動時間</td> <td>往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)</td> <td>通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>遮蔽時間の内訳 地中ポンプ用発電機 2分 エース風管剥取(本用コンテナ 0.05分×2)</td> <td>合計 1時間2分</td> </tr> </tbody> </table>													A	B	C	自走式の可搬型IA設備の移動時間	往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)	10分	遮蔽時間の内訳 地中ポンプ用発電機 2分 エース風管剥取(本用コンテナ 0.05分×2)	合計 1時間2分
A	B	C																			
自走式の可搬型IA設備の移動時間	往來できない状況(設備の左右への遮蔽時間)	通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間(A+B)																			
10分	遮蔽時間の内訳 地中ポンプ用発電機 2分 エース風管剥取(本用コンテナ 0.05分×2)	合計 1時間2分																			

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

I.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																										
<b>別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果（5/6）</b>																																																													
<p>○中間受槽を使用した復水タンクへの供給</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>往復時間(時間)</th> <th colspan="8"></th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員</th> <th>10分</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 約3時間</th> <th>作業時間(想定) 約3時間</th> <th>10分</th> <th>10分</th> <th>10分</th> <th>10分</th> <th>10分</th> <th>10分</th> <th>10分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中間受槽を使用した 復水タンクへの供給</td> <td>復水対応要員</td> <td>1時間10分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間（実績）      ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>*作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL.13-103参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間</td> <td>自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間</td> <td>合計 12分</td> </tr> <tr> <td>自走式の内蔵電機</td> <td>2分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>						往復時間(時間)									備考	手順の項目	要員	10分	作業時間(実績) +移動、運搬時間 約3時間	作業時間(想定) 約3時間	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	中間受槽を使用した 復水タンクへの供給	復水対応要員	1時間10分										A	B	C	自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間	自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)	10分	設備毎の運搬時間	合計 12分	自走式の内蔵電機	2分	2分										
		往復時間(時間)									備考																																																		
手順の項目	要員	10分	作業時間(実績) +移動、運搬時間 約3時間	作業時間(想定) 約3時間	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分																																																		
中間受槽を使用した 復水タンクへの供給	復水対応要員	1時間10分																																																											
A	B	C																																																											
自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間	自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)																																																											
10分	設備毎の運搬時間	合計 12分																																																											
自走式の内蔵電機	2分	2分																																																											
<p>○発電機車（高压発電機車又は中容量発電機車）による代替電源（交流）からの給電</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>往復時間(分)</th> <th colspan="12"></th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th>手順の項目</th> <th>要員</th> <th>10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150</th> <th>作業時間(実績) +移動、運搬時間 約2時間</th> <th>作業時間(想定) 約2時間</th> <th>10分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>発電機車（高压発電機車又は中容量発電機車）による代替電源 (交流)からの給電</td> <td>操作対応要員</td> <td>10分</td> <td>1時間30分</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>■ : 作業時間（実績）      ■ : 通常時と異なる経路を用いた運搬時間</p> <p>*作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料pL.14-72参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間</td> <td>自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間</td> <td>通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間</td> <td>合計 30分</td> </tr> <tr> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						往復時間(分)													備考	手順の項目	要員	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150	作業時間(実績) +移動、運搬時間 約2時間	作業時間(想定) 約2時間	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	発電機車（高压発電機車又は中容量発電機車）による代替電源 (交流)からの給電	操作対応要員	10分	1時間30分												A	B	C	自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間	自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)	10分	設備毎の運搬時間	合計 30分	—	—	—
		往復時間(分)													備考																																														
手順の項目	要員	10 20 30 40 50 60 70 80 90 100 110 120 130 140 150	作業時間(実績) +移動、運搬時間 約2時間	作業時間(想定) 約2時間	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分	10分																																															
発電機車（高压発電機車又は中容量発電機車）による代替電源 (交流)からの給電	操作対応要員	10分	1時間30分																																																										
A	B	C																																																											
自走式の 可搬型内蔵槽の 移動時間	自走できない可搬型内蔵槽の 左右への運搬時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)																																																											
10分	設備毎の運搬時間	合計 30分																																																											
—	—	—																																																											

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

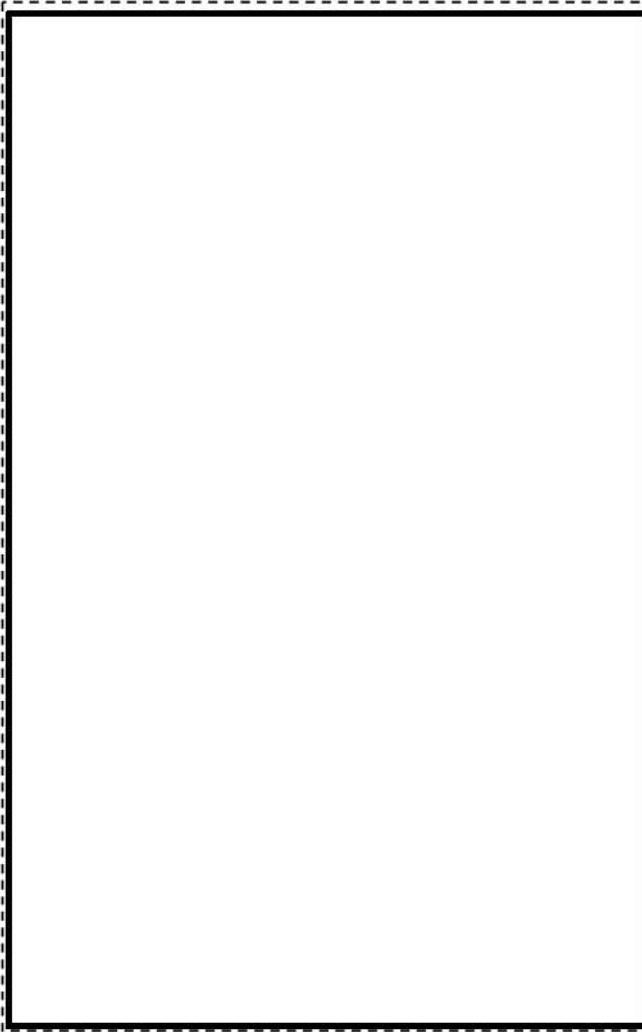
I. 0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3, 4号炉		泊発電所3号炉	相違理由																																																														
別表26-5. 2-1 通常時と異なる移動、運搬経路を想定した場合の成立性確認結果（6／6）																																																																	
<p>○直流電源用発電機及び可搬型直流変換器による代替電源（直流）からの給電</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="10">通常時間(内訳)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0.3</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手順の項目</td> <td rowspan="2">要目</td> <td>作業時間（実績） +待機、運搬時間 1時42分15秒</td> <td></td> </tr> <tr> <td>1時42分15秒</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>底面遮断用遮断棒及 び可搬型直流変換器 による代替電源（直 流）からの給電</p> <p>維持対応要員等</p> <p>■ : 作業時間（実績） ■ : 通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間</p> <p>※作業時間（想定）の詳細については、技術的能力のまとめ資料p1. 14-87参照。</p> <p>&lt;通常時と異なる経路を用いた移動、運搬時間（内訳）&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>A</th> <th>B</th> <th>C</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>直走式の 可搬型DC装置の 移動時間</td> <td>直走できない・可搬型DC装置の 左右への着脱時間</td> <td>通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)</td> </tr> <tr> <td>10分</td> <td>設備毎の運搬時間</td> <td>合計 12分</td> </tr> <tr> <td>底面遮断用発電機</td> <td>2分</td> <td>2分</td> </tr> </tbody> </table>				通常時間(内訳)										備考			0.3	1	2	3	4	5	6	7	8	9	手順の項目	要目	作業時間（実績） +待機、運搬時間 1時42分15秒												1時42分15秒												A	B	C	直走式の 可搬型DC装置の 移動時間	直走できない・可搬型DC装置の 左右への着脱時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)	10分	設備毎の運搬時間	合計 12分	底面遮断用発電機	2分	2分	【玄海】 設計方針の相違 ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。
		通常時間(内訳)										備考																																																					
		0.3	1	2	3	4	5	6	7	8	9																																																						
手順の項目	要目	作業時間（実績） +待機、運搬時間 1時42分15秒																																																															
		1時42分15秒																																																															
A	B	C																																																															
直走式の 可搬型DC装置の 移動時間	直走できない・可搬型DC装置の 左右への着脱時間	通常時と異なる経路を 用いた移動、運搬時間 (A+B)																																																															
10分	設備毎の運搬時間	合計 12分																																																															
底面遮断用発電機	2分	2分																																																															

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
 <p>図26-5、2-1 保管エリアの全体配置図</p> <p>枠囲みの範囲は、防護上の観点又は機密に係る事項であるため、公開できません。</p>		<p>【玄海】 設計方針の相違          ・泊は、シャッターを撤去して出入口を常時開放するため、出入口が使用できないことを想定していない。</p>

## 泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

玄海原子力発電所3、4号炉	泊発電所3号炉	相違理由
<p>6. タンクローリの追加配備</p> <p>重大事故等時に重大事故等対処設備の補機駆動用の燃料を補給するタンクローリについては、設置許可基準規則第43条第3項第6号を踏まえて、以下のとおり考える。</p> <p>タンクローリについては、設計基準事故時にも使用するため巻防護対象であることから、設計飛来物による衝撃荷重を考慮した専用区画に1台ずつ配置している。しかし、進行方向に1つある出入口扉からの移動に制限されているため、複数の移動経路が確実に確保される屋外の第4保管エリアに、可搬型重大事故等対処設備としてタンクローリを1台（＝必要数）追加配備する。</p> <p>なお、第3、5保管エリアのタンクローリは、複数の移動経路が確保されていないものの、風（台風）及び巻による風荷重を考慮しても機能が損なわれないため、出入口扉が健全な場合において重大事故等に対処するために必要な機能を有効に發揮できることから、運用としては第3、5保管エリアから使用することとし、必要により第4保管エリアを使用する。</p>		<p>【玄海】記載内容の相違</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>泊は可搬型タンクローリーを51m倉庫・車庫内に保管していない。また、泊の可搬型タンクローリーは、重大事故等時に使用する。</li> </ul>
<p>7. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、別表26-7-1に示す。</p> <p>今後は保管庫完成後に実施する訓練等を通じて、可能な範囲で保管庫内の配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>5. まとめ</p> <p>以上により最適化に伴い改善を図った事項について、第4表に示す。</p> <p>今後は訓練等を通じて、可能な範囲で51m倉庫・車庫エリアの配置を見直していくこととし、更なる最適化を図っていく。</p>	<p>【玄海】記載表現の相違</p>

## 1.0 重大事故等対策における共通事項

泊発電所3号炉 技術的能力 比較表

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

別表2 6-7-1 最適化に伴う主な改善点について

改善項目	最適化前の状況	最適化後的内容
全般	1方向からの移動、運搬経路を確保	必要数値について、複数方向からの移動、運搬経路を確保
保管庫（火災対応）	・自走式の可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画に配置し2ルート確保 ・自走できない可搬型重大事故等対処設備は出入口扉が2つある区画へ運搬することで2ルート確保	前後方向：防火シャッタ 左右方向：防火シャッタ ・自走できない可搬型重大事故等対処設備の左右方向への運搬が可能
タンクローリ	前後方向：防火シャッタ 左右方向：防火壁	左右方向：防火シャッタ ・複数の出入口から移動を考慮
自走式の可搬型重大事故等対処設備	1つの出入口扉からの移動のみを考慮	2つの出入口扉からの移動を考慮 ・複数の出入口扉から移動可能とするため、出入口近傍の屋外に設置予定だった車両室及びコンテナの位置を変更するともに、搬送による検証を実施済
可搬型重大事故等対処設備 運搬用車両等の資機材	進行方向のみの運搬を考慮	進行方向に加え、後方と左右への運搬も考慮 ・確実に運搬可能とする道具を用いて搬送による検証を実施済 可搬型重大事故等対処設備よりも 出入口扉に近い位置に保管

※必要数値は、原子炉建屋の外から水又は電力を供給する設備は1基あたり2セット以上、それ以外の設備は1負荷あたり1セット以上

泊発電所3号炉

改善項目	最適化前の状況	最適化後の改善内容
車庫エリアの出入口	・通常時はシャッターを開止し、可搬型重大事故等対処設備使用時にシャッターを開放	・地震の変形によりシャッターの開閉が不能となつた場合を考慮し、シャッターを撤去して出入口を常時開放 ・積雪の影響を軽減するため、防雪シートを設置予定
可搬型重大事故等対処設備の配置	・異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列に配置	・エンスト等の故障により、自走式の可搬型重大事故等対処設備の移動ができない場合においても、同時に複数の異なる機能が喪失しないよう、異なる機能を有する可搬型重大事故等対処設備を縦列としない配置
自主対策設備の配置	・重大事故等対処設備の前方に自主対策設備を配置	・設備の重要度の観点から、自主対策設備の前方に重大事故等対処設備を配置 ・自主対策設備の一部を51m倉庫・車庫エリア外へ移設

相違理由

- 【玄海】記載内容の相違
- 泊は、出入口の常時開放によつて、可搬型重大事故等対処設備の移動、運搬を確実なものとしており、複数の出入口からの移動、運搬について想定しないことによる記載の相違。
  - 泊は、自走式の可搬型重大事故等対処設備がエンスト等により移動できない場合でも、同時に複数の異なる機能が喪失しないように配置設計を行ったことによる記載の相違。
  - 泊は、捕機駆動用の燃料を内包しているものを保管しないため、防火区画の設定は必要としないことによる記載の相違。